

兵庫県知事表彰を受賞

兵庫県知事表彰の各部門で、町内から次の皆さんが受賞されました(順不同・功績略)。

技能功労賞(特殊電子機器・機械組立工)



岩下 学さん (つつじが丘 38歳)

ひょうご県民ボランティア活動賞(食生活の改善推進)



中川 成子さん (伏見台 75歳)

自治賞(まちづくり)



村山 徹志さん (南田原 55歳)

自治賞(地域安全)



奥西 嘉代さん (杉生 69歳)



辻口 悦司さん (白金 60歳)

臨時・嘱託職員候補者の登録受付

町が平成24年度中に任用する臨時・嘱託職員は、原則として候補者名簿に登録されている人から選考します。登録を希望する人は、総務課、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入のうえ、期限内に総務課へ持参または郵送(〒666-0292住所記入不要)してください。

資格職を希望の人は、登録・免状など資格を証明するものの写しを必ず添付してください。用紙は、町のホームページ(アドレスは、広報いながわ1面下部に記載)からダウンロードできます。登録有効期間は1年限り

臨時講師の登録受付

町教育委員会では、町立小・中学校の臨時講師の登録を随時受け付けています。登録希望者は、市販の履歴書に希望職種・教科を記入のうえ、学校教育課へ持参または郵送(〒666-0292住所記入不要)してください。問い合わせは、同課(☎766-6000)へ。

12月定例議会の結果

16議案を同意・可決

12月定例議会は、12月9日から開会され、人事案件や補正予算など16議案が原案どおり同意、可決されました。

人事案件

▽公平委員会委員の選任(谷下圭右さん(白金)の選任に同意を求めるとの)

平成23年度補正予算

▽一般会計補正予算(第2号) 予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千43万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億5千651万円とするもの

の 国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 介護保険特別会計補正予算(第1号) 後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号) 農業共済特別会計補正予算(第1号)

条例制定

▽まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例 土地開発基金、環境整備基金およびその他の

条例改正

▽非常勤の職員の公務災害補償に関する条例 消防団員等公務災害補償条例 障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための間において障害者等の関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令の施行に

もの 都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例 都市計画事業整備経費に充てるための資金を積み立てる基金を設置し、都市計画事業を円滑かつ計画的に推進するため制定するもの 公務災害補償に関する条例 消防団員等公務災害補償条例 障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための間において障害者等の関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令の施行に伴い、引用条項に変更が生じたため、関連2条例を改正するもの 農業共済条例 家畜伝染病予防法に規定する手当金などが交付される家畜を家畜共済金の支払対象から除外するため改正するもの 特別職の職員で非常勤のもの

指定管理者の指定

川町自転車等駐車場及び猪名川町駐車場の指定管理者の指定 施設の管理を行わせるため町商工会を指定 猪名川町火葬場の指定管理者の指定 施設の管理を行わせるため日東カスティアル・サービスク株式会社神戸支店を指定 猪名川町社会福祉会館の指定管理者の指定 施設の管理を行わせるため社団法人猪名川町シルバー人材センターを指定 猪名川町総合福祉センターの指定管理者の指定 施設の管理を行わせるため社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会を指定 猪名川町スポーツ施設の指定管理者の指定 施設の管理を行わせる

ため公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団を指定 平成22年度一般会計決算などの認定 定例議会の初日の12月9日に平成22年度一般会計を含む7会計の決算が認定されました。これは、9月定例議会での決算特別委員会に付託されていたものです。7会計は、次のとおりです。 一般会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療保険特別会計 老人保健特別会計 農業共済特別会計 奨学金特別会計

パブリックコメントを実施します

町では、住民アンケートや懇談会での意見を基に「猪名川町人権推進基本計画」の素案を策定しましたので、皆さんの意見を募集します。 意見などの提出期限 1月31日(火) 計画(素案)の閲覧場所 町ホームページ、木津総合会館内人権推進室、町役場参画協働課窓口、日生・六瀬住民センター 意見の提出方法 項目・意見の要旨・住所・氏名を記入し郵送(〒666-0225木津字上山23番地、木津総合会館内人権推進室)・Eメール(inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp)・FAX(768-0468)または、同室に提出 なお、提出していただいた意見への町の方針は、ホームページなどで公表し、個別回答はしません。 問合せ 同室(☎768-0217)

4月1日から 町の公共施設内が全面禁煙になります



町では、受動喫煙による健康への影響を未然に防ぐため、町役場をはじめ、各出張所、文化体育館など、町のすべての公共施設内を、4月1日から全面禁煙とします。 たばこの煙から利用者の皆さんの健康を守るため、禁煙の環境を拡大し、受動喫煙防止対策を進めますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

消費生活のアドバイス

> 199 <



暖房機器の使用に注意を

(注意事項) 石油ファンヒーターの温風吹き出し口、換気フィルター、石油ストーブの芯周りにゴミやほこりがついていないか確認しましょう。故障や不完全燃焼の原因になります。定期的に清掃しましょう。 古い灯油を使用しないでください。 暖房機器の上に洗濯物や衣類を干したり、吊るしたりしないでください。落下すると火災の原因になります。 スプレー缶を暖房機器の側に置かないでください。破裂して危険です。 就寝時に使用しないでください。寝具に触れ、火災に至る場合もあります。 換気せずに使用し続けないうで、こまめに換気しましょう。 電気毛布や電気カーペットに重なりや折りぐせがないか確認しましょう。断熱材につながらないことがあります。一部分だけ熱くなる箇所ができていないか注意しましょう。 カーテンの近くで使用しないでください。 使用時に異音や異臭など少しでもおかしいと思ったら使用せずに、速やかに購入した販売店や製造メーカーに連絡してください。 業者などから執拗に勧誘されたり不審に感じたら、消費生活相談コーナー(☎766-1110)へご相談ください。

寒さも厳しくなり、震災後の節電指向から石油ストーブ・石油ファンヒーターを使用する機会が増えていきます。 それとともに暖房機器による事故が増加し、次のような問い合わせが多数寄せられています。 《相談》 去年使用していた石油ファンヒーターを使用したら異臭がした(70歳代、男性)。 《回答》 劣化した灯油を使用し、灯油が不完全燃焼を起したのが原因でした。 《相談》 電気ストーブをつけたまま眠っていた。焦げた臭いで目を覚ますと、布団の端が焦げていた(40歳代、女性)。 《回答》 布団がヒーター部分に隣接したためだと思われま。 震災後、今まで使っていなかった古い暖房機器を持ち出して使用したり、慣れない暖房機器を使用することで事故が増える可能性がありますので、使用時には次の事に注意してください。